

最低基準価格の割合について

令和3年4月1日制定

令和4年4月1日改正

学 長 裁 定

国立大学法人横浜国立大学工事請負契約規則第13条（以下「契約規則第13条」という。）第1号の学長が定める割合について、以下のとおり取り扱う。

（1）文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った場合

国立大学法人横浜国立大学における工事の請負に関する取扱要項第10条第1号に定める基準は、次に掲げる額と当該消費税等相当額の合計額を下廻る入札価格（入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）であった場合とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、上記の合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（2）公共建築工事積算基準（統一基準）（以下「統一基準」という。）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を（1）における直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を（1）における現場管理費として、（1）を適用する。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、①一般工事（②に該当する工事を除くもの。）については、統一基準における直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とし、②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

なお、この場合契約規則第13条に定める基準は、次に掲げる額と当該消費税等相当額の合計額を下廻る入札価格であった場合とする。

① 一般工事（②に該当する工事を除くもの。）

イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額

ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8~~5.5~~を乗じて得た額

② 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業を対象とした工事

イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.56を乗じて得た額

ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ニ 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、①又は②の合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(3) 契約規則第13条第2号の運用について

上記2の運用を適用することができない工事の場合、要項第10条第2号に定める基準は、競争入札ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で学長の定める割合を予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合とする。

なお、「上記2の運用を適用することができない工事」とは、予定価格算出に当たり、工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事とする。

附則

この裁定は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この裁定は、令和4年4月1日より施行する。